

佐倉市立小竹小学校PTA会則

第1章 総 則

(名 称並びに所在地)

第1条 本会は、佐倉市立小竹小学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、保護者と教職員がお互いに理解協力しあい、学校、家庭、地域社会における児童の文化の向上と、健全な成長を図ることを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、第2条の目的を達成する為、次の活動を行う。

- 1 会員の研修に関すること
- 2 学校の教育環境の整備、充実に関すること
- 3 校外の生活指導及び地域社会の教育的環境の改善に関すること
- 4 会員相互の親睦に関すること
- 5 その他、本会の目的を達成する為に必要な活動

(方 針)

第4条 本会は、次の方針に基づいて活動する。

- 1 本会と目的を同じくする他の諸団体や機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、又営利を目的とした行為は行わない。
- 3 学校の人事や管理等には干渉しない。

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

- 1 本校に在学する児童の保護者
- 2 本校に勤務する教職員

第2章 役員並びに会計監査

(役員並びに会計監査)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名(保護者)
- 2 副会長 3名以上または5名以下
(教職員1名、保護者2名以上または4名以下)
- 3 会計 2名(保護者2名)
- 4 書記 2名(保護者2名)

第7条 本会に会計監査2～3名(教職員1名、保護者1～2名)を置く。

(役員並びに会計監査の選任)

第8条

- 1 会長・副会長・会計・書記・会計監査は、選考部により選考され、運営委員会にはかり、総会で承認する。
- 2 選考部については、細則に定める。

(役員並びに会計監査の任期)

第9条

- 1 役員並びに会計監査の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 役員並びに会計監査の兼任は認めない。
- 3 役員並びに会計監査に欠員が生じた場合は、運営委員会で必要に応じて推薦承認する。任期は、前任者の残任期間とする。

(役員並びに会計監査の任務)

第10条

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括し、必要に応じて各会議を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その任務を代行する。
- 3 会計は、本会に関する一切の会計事務を処理し、総会において収支の状況並びに決算報告をする。
- 4 書記は、本会に関する事項を記録し、書類等を作成保管し、会長の指示に従って庶務を行う。
- 5 会計監査は、本会の会計を監査し、決算報告の監査を定期総会において報告する。
又、運営委員会に出席し会計に関して意見を述べるができる。

第3章 機 関

第11条 本会に次の機関を置く。

- 1 総 会
- 2 運営委員会
- 3 本部役員会
- 4 専門部会

1 総 会

- (1) 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成し、定期総会及び臨時総会に区分する。
- (2) 定期総会は各年度初めに、臨時総会は運営委員会で必要と認めるか、又は会員の二分の一以上の要求があった時開催する。
- (3) 総会審議は、電子メール等を用いたアンケート機能を使用したものや、書面（電磁的記録を含む）によるものとし、全会員の二分の一以上の回答者をもって成立する。但し、運営委員会で必要と認められた場合は、集会形式も実施可能とし、全会員の二分の一以上の出席者（委任状も含む）をもって成立する。
- (4) 総会の議事は、回答者（出席者）の過半数の賛成により決議することができる。
- (5) 総会は次の事を行う。
 - イ 年間行事（活動）の総括と計画の審議と承認
 - ロ 決算並びに予算の審議と承認
 - ハ 役員並びに会計監査の承認
 - ニ 会則の改廃の審議と承認
 - ホ その他、運営委員会で必要と認めた事項の審議と議決
- (6) 議長は、集会形式の総会において、その都度選任する。

2 運営委員会

- (1) 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、次の事を行う。
 - イ 総会に提出する議案の審議と調整
 - ロ 各部会の活動についての承認
 - ハ その他、会務の運営に関して必要と思われる事項の審議と調整
- (2) 運営委員会は、会長・副会長・会計・書記・各部長又は各副部長及び代行者をもって構成する。
- (3) 運営委員会は、学期毎に開催する。但し、会長が必要と認めた場合は臨時に招集することができる。
- (4) 運営委員会は、会長が招集し、全運営委員の二分の一以上の出席者（委任状も含む）をもって成立する。
- (5) 運営委員会の議事は、出席者の過半数の賛成により決議することができる。
- (6) 議長は、運営委員会において、その都度選任する。

3 本部役員会

- (1) 本部役員会は、運営委員会及び各部会の円滑な活動の為の調整を行う。緊急事項については、検討し実行することができる。但し、運営委員会において報告しなければならない。
- (2) 本部役員会は、会長・副会長・会計・書記をもって構成する。
- (3) 本部役員会は、必要に応じて会長が招集し、全本部役員の二分の一以上の出席者(委任状も含む)をもって成立する。
- (4) 本部役員会の議事は、出席者の過半数の賛成により決議することができる。
- (5) 議長は、本部役員会において、その都度選任する。

4 専門部会

- (1) 部会は、校外指導部・選考部とする。
 - 各部会は、次の事を行う。
- イ 校外指導部は、児童の校外での生活指導にあたる。また、地域社会と連携し、生活環境の改善と教育環境の向上を図る。
- ロ 選考部は次年度役員の選出と選考活動に関わる作業を遂行する。
 - (2) 各部は、互選により部長、副部長を選出する。
 - (3) 部会は、必要に応じて部長が招集する。
 - (4) 部会は、審議決定した事項の具体的施策の立案並びに推進の任に当たり、必要に応じて会員の協力を求める事ができる。
 - (5) 部員の選出方法については、細則に定める。

第12条 校長は、学校の責任者として、すべての会議に出席し学校教育に関する意見を述べる事ができる。

第4章 会 計

第13条 本会の活動に関する経費は、会費による収入、その他の収入をもってあてる。

- 1 本会の会員は、全て会費を納入する義務を有する。
- 2 本会の会費は、一世帯 年額2000円とする。
- 3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 4 転出生、転入生への返金・集金に関しては在学月を基準とし、
一世帯 月額170円で算出する。
- 5 特別費を設置し、使用目的は以下に記すものとする。
 - (1) 芸術鑑賞会費および周年行事に充てる費用
 - (2) 児童の健全育成・学校の環境美化に有益と判断された費用
 - (3) 災害等が発生した際、緊急に使用することが出来る費用
 - (4) その他、運営委員会で使用する目的が適切であると認められた費用
- 6 特別費を使用する際は、運営委員会で運営委員全員の賛同が得られた場合
のみ許可されるものとする。

第5章 会則並びに細則の制定と改廃

(会則の制定並びに改廃)

第14条 この会則の制定並びに改廃については、総会の議決を必要とし、回答者(出席者)の三分の二以上の賛成を得なければならない。

(細則の制定並びに改廃)

第15条 本会の運営に必要な細則の制定並びに改廃は、会則の趣旨に反しない限り、運営委員会において審議し決定することができる。
但し、改正の結果は、次期総会において報告しなければならない。

付 則 この会則は、昭和62年4月1日より施行する。

細 則

第1章 選考部に関する細則

第1条 本会は、役員の選出を円滑に行う為に、選考部を設置し、役員の推薦にあたる。

- 1 選考にあたっては、公正な推薦を旨とし、選考部会で合議の上選考する。

選考部員は、決定事項以外の途中経過に関して、運営委員会で承認を得た内容に限り候補者に対して開示できる。

- 2 選考部員(保護者)の中から役員を推薦することはできない。

第2章 学年の委員に関する細則

第2条

- 1 学年の委員は、会員の1年生から5年生の各学年から2名を選考部が選出する。

選出された委員は、校外指導部・選考部にそれぞれ所属する。

- 2 学年の委員は、学年に関する問題及び活動を全員で協議し、これを行う。
- 3 学年の委員は、必要に応じて、全会員に協力を求める事ができる。
- 4 学年の委員に欠員が生じた場合は、学年総会において選出し承認する。

(注)学級編成などにより、人数等が上記と異なる年度もある。

※広報部は、H27年度から活動休止、R3年度より廃部とする。

※文化厚生部は、R6年度より廃部とする。

※学年部は、R7年度より廃部とする。

第3章 慶弔規定に関する細則

第3条 この規定は、会員相互の慶弔時に当たりPTAとして慶弔の意を表すものとする。

第4条 この規定の内容は、次表の通りとする。

内 容	金 額
1 会員およびその配偶者の死亡	10, 000円
2 児童の死亡(当該児童の兄弟も含む)	10, 000円
3 その他 (教職員の結婚、転退職および 1親等内の親族の死亡など)	5, 000円

付 則 この細則は、昭和62年4月1日より施行する。

発 行
編 集

佐倉市立小竹小学校PTA
佐倉市立小竹小学校PTA本部
昭和62年3月31日

平成 3年3月31日	改正	平成28年4月 1日	改正
平成 5年3月31日	改正	平成28年5月 9日	改正
平成 7年3月31日	改正	令和 2年5月22日	改正
平成16年3月31日	改正	令和 3年4月14日	改正
平成18年3月31日	改正	令和 5年2月20日	改正
平成19年3月31日	改正	令和 5年4月22日	改正
平成20年3月31日	改正	令和 6年4月25日	改正
平成21年3月31日	改正	令和 7年4月21日	改正
平成22年3月31日	改正		
平成23年4月19日	改正		
平成24年3月31日	改正		
平成25年3月31日	改正		
平成27年4月 1日	改正		